

社会福祉法人博寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博寿会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤役員の勤務時間)

第3条 常勤役員の勤務時間は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 午前8時30分 ～ 午後4時
月に20日以上法人職務を遂行する。
- (2) 常勤理事 午前8時30分 ～ 午後5時30分
月に20日以上法人職務を遂行する。

(常勤役員の職務)

第4条 常勤役員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 法人の最高経営者として、理事会で決定された法人の業務を執行する。
- (2) 常勤理事 理事長を補佐し、法人業務を執行する。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第5条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、

次により報酬を支払うことができる。ただし、理事・評議員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

名称	報酬
理事会出席報酬	日額 5,000円
評議員会出席報酬	日額 5,000円

2 交通費は役員等の旅費規程に基づき支給することができる。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常勤理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、また評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は別表1により報酬を支払うことができる。

5 交通費は役員等の旅費規程に基づき支給することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年1月1日より適用する。

別表1（第6条関係）

役職名	報酬
理事長報酬	月額 700,000円
常勤理事報酬	月額 200,000円
理事及び評議員業務報酬	日額 10,000円
監事報酬	日額 10,000円